平成２７年（フ）第２４５号
新潟市中央区信濃町21番22号
債務者　大里　真宏
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
富山県魚津市川縁316番地　グッドシャトーⅢ　２－Ａ、前住所富山県魚津市石垣新1250番地26
債務者　益田　里子（旧姓高林）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第３６号
長野県諏訪市大字湖南4435番地
債務者　原　　美帆（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１３４号
神戸市西区王塚台３丁目94番地の２　青空ハイツ105号、前住所兵庫県明石市貴崎５丁目３番23号　栄重荘
債務者　山本　定周
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目１番地　県住14―502
債務者　中井　　亨
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２７９号
兵庫県姫路市御立西３丁目２番５号、従前の住所兵庫県姫路市大黒壱丁町53番地
債務者　山崎　弥生
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２５号
奈良市山陵町2105番地
債務者　津坂　吉枝
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２３号
愛媛県今治市波方町郷甲1337番地１
債務者　大西智恵子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第６１号
福岡県飯塚市菰田西３丁目16番48―１号
債務者　森山　道夫
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第６７号
福岡県嘉麻市山野1258番地６　稲築樋渡団地６号
債務者　藤春　善友
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１２６号
福岡県うきは市吉井町921番地２
債務者　清時　正廣
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３４号
岐阜県可児市川合2793番地48　ラインアパートＡ―104
債務者　今瀬きよ子こと　今瀬きよ子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３５号
岐阜県可児市川合2793番地48　ラインアパートＡ―104
債務者　前田　廣美
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第７１号
広島県呉市広塩焼１丁目４―21
債務者　前西　久美
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３９号
佐賀県唐津市町田812番地７　メゾンドＴＡＸ．Ⅰ―306号
債務者　古川　元次
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４６号
佐賀県唐津市呼子町呼子4018番地２
債務者　松本　秀光（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４７号
佐賀県唐津市鏡1455番地10
債務者　秋月　　舞
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部